

第2次浅口市行政改革大綱

『浅口市行政経営戦略書』



平成 24 年 3 月

浅 口 市

はじめに ～新たな視点によるこれからの「行政経営」～

地方自治を取り巻く環境においては、平成12年に施行された地方分権一括法を契機として地方分権が推進されてきましたが、その一方では、三位一体改革などにより極めて厳しい地方財政の運営を余儀なくされています。さらには、平成19年に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が成立し、実質赤字比率や将来負担比率など4つの指標の公表が義務付けられ、それぞれの指標に基準が設けられたことにより、抜本的な財政運営の見直しも必要となっています。

また、急速な少子超高齢社会による人口構造の変化をはじめとして、情報通信技術の進展、地球規模での環境問題など大きな転換期を迎え、それに伴う個人の価値観やライフスタイルの変化は、教育、福祉、環境など様々な分野において、行政ニーズの多様化、複雑化をもたらしています。

このような状況にあって、これからの行政運営においては、地方分権の進展による地域間競争にも対応していくため、経営感覚をもって自治体運営を根本的に見直す改革に取り組むことが求められています。また、行政改革については、「経営」という新しい発想に立ち、行政運営から「行政経営」へ、市民の目線での「市民経営」という視点での取組みが極めて重要となってきています。

このため、「新たな視点によるこれからの『行政経営』」という理念に基づき、このたび、第2次浅口市行政改革大綱を策定いたしました。この基本方針に基づき、限られた財源や地域資源を効率的、効果的に活用するとともに、更なる人材育成にも取り組み、職員の資質向上と変革意識を高め、すべての職員が一丸となって、浅口市の未来のために邁進してまいりたいと考えますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

平成24年3月

浅口市長 栗山 康彦

目次

I 行政改革の経過	1
II 集中改革プランの取組検証	1
III 行政改革の背景	2
(1) 社会情勢の変化	
(2) 厳しい財政状況	
(3) 行政の公開	
(4) 地域間競争の時代	
IV 行政改革の基本方針	3
(1) 行政改革の基本スタンス	
(2) 行政経営・経営戦略とは	
(3) 経営戦略の理念	
(4) 経営戦略の基本方針	
V 経営戦略の体系と重点事項	6
(1) 経営戦略の体系	
(2) 重点事項	
VI 経営戦略の推進	10
(1) 推進期間	
(2) 推進体制	

I 行政改革の経過

浅口市は、平成18年3月に市町村合併し誕生しました。「市町村合併」こそが、“最大の行政改革”ともいわれますが、三位一体改革による国庫補助負担金制度の改革、税源移譲、地方交付税制度の見直しの影響等から、より一層の財政悪化が懸念される中、基礎的な住民サービスの質を維持しつつ、様々な行政課題に的確に対応するため、平成19年3月に「第1次浅口市行財政改革大綱」を策定し、大綱に基づく具体的行動計画である「浅口市集中改革プラン」において29項目に及ぶ改革に取り組んできたところです

改革は、浅口市行財政改革大綱の理念である、「浅口市総合計画の推進」、「新たな行政課題に的確に対応できる体制の整備」、「市勢を将来に渡り安定的に発展させるための行財政基盤の確立」の3つを大きな柱として進め、職員数の削減や補助金の見直し、民間委託等の推進などにより一定の成果を挙げてきました。

II 集中改革プランの取組検証

第1次浅口市行財政改革大綱実現に向けた具体的行動計画である浅口市集中改革プランは、平成18年度から平成21年度までを取組期間とし、7つの大項目を改革の柱に掲げ、全庁的に実施してきました。

取組みの検証においては、「目標どおり実施」が27項目、「一部実施」が2項目となっており、全29項目において何らかの改革・改善に取り組んだという結果になっています。

【取組状況】

(単位：項目件数)

実施計画	目標どおり	一部実施	未実施	計
事務事業の見直し	4	1	0	5
組織機構、定員管理及び給与の適正化	5	0	0	5
行政サービスの質の向上と人材育成の推進	3	0	0	3
業務のアウトソーシング	2	0	0	2
住民との協働	3	0	0	3
財政運営の健全化	6	1	0	7
公営企業及び第3セクターの効率的運営	4	0	0	4
計	27	2	0	29

Ⅲ 行政改革の背景

(1) 社会情勢の変化

平成20年後半からの世界的な金融危機等の影響により、日本経済が低迷する中、国災とも言うべき東日本大震災では、東北地方における直接被害だけではなく、原発事故に端を発した放射能や電力問題等様々な問題が引き起こされ、景気動向についても、より一層予断を許さない状況となっています。

また、国を始め当市においても人口減少に加え、65歳以上の高齢者が増加する一方、15歳未満の子どもが減少するなど、人口減少・少子高齢化問題に直面しており、生産年齢人口（15～64歳）の減少による税収減や、高齢者人口の増加による医療・福祉関係経費の増大などが懸念されています。

(2) 厳しい財政状況

本市の財政状況は、地方公共団体財政健全化法に基づき公表が義務づけられた財政指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）においては健全な財政状況を維持しています。

しかしながら、長引く景気の低迷等により、歳入の根幹をなす税収の減少や、厳しい国の財政状況を反映した地方交付税の減額が予想され、また、本市においては現在、市町村合併における特例措置として、普通交付税が合併算定替（※）により増額されています。

この措置は、平成28年度から平成32年度までに段階的に縮小されていき、平成33年度以降は、現時点の試算では現在よりも約9億円を超える交付税が減額されることが予想され、本市の財政を取り巻く環境は厳しいものとなっています。

(3) 行政情報の公開

市役所の業務は、当然「主権者」たる市民のためになるものでなければならず、職員は市民に理解される姿勢で業務に取り組む必要があります。

積極的な情報公開を進め、政策形成過程などを公開し、市政の「公正」と「透明性」を確保するとともに、「説明責任」を果たす市政を目指すことが重要となっています。

(4) 地域間競争の時代

市役所は、従来の国や県からの指導や基準に基づく、画一的な「行政運営」から、地域の独自の判断や決定、すなわち「**自己決定・自己責任**」に基づき判断した施策を行う「行政経営」への転換が強く求められています。

当市においても、様々な地域との協調を基本としながら、一方では、組織としての生き残りをかけて個性ある独自の施策を展開する必要があります。

(※普通交付税が合併後急激に減少しないよう、一定期間旧市町村が存在するとみなして普通交付税を算定する措置。)

IV 行政改革の基本方針

(1) 行政改革の基本スタンス

これらの環境変化に的確に対応していくためには、従来の手法から時代に即した手法への変革がなによりも求められています。

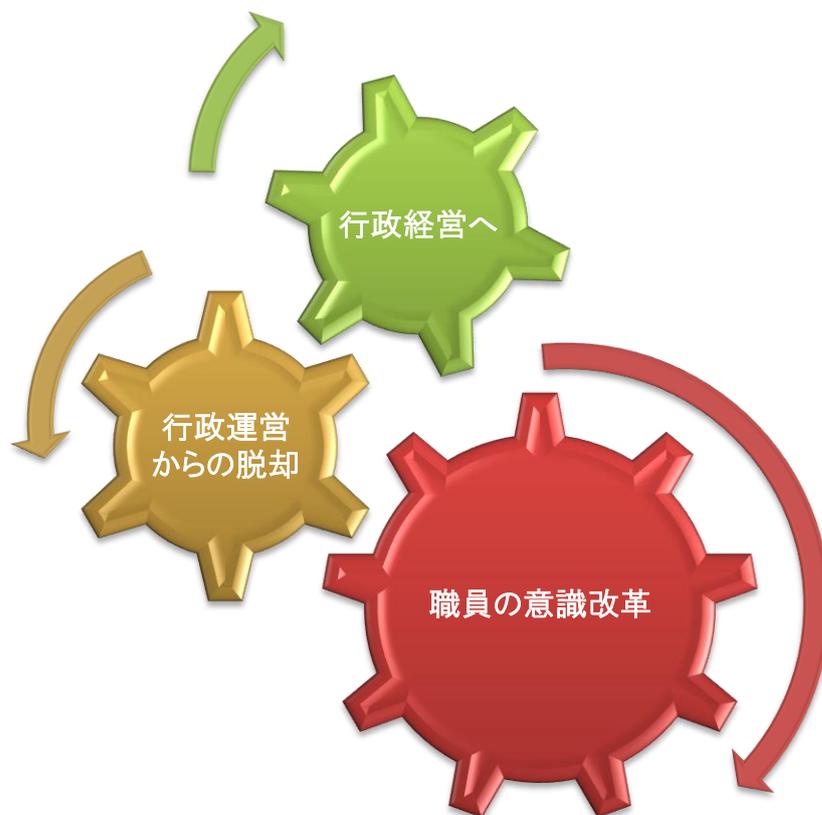
また、これまでの画一的な「行政の運営」から、「行政を経営する」という多角的な視点にたった職員の意識の変革が最重要課題となっています。

本行政改革大綱は、「**行政運営から行政経営へ**」を基本スタンスに、浅口市の職員全員が共有の意識をもって取り組むべき改革の基本的方向性を示したものです。

浅口市の職員が、市総合計画に掲げる将来像や目標に向け、今まで以上に向上心とスピード感を持って日々の業務を行う中で、基本的意識として常に持ち続けられるよう、行政経営戦略の基本方針を定めることとします。

【基本スタンス】

行政運営から→行政経営へ



(2)行政経営・経営戦略とは

◆行政経営とは

→ 行政が有する限られた経営資源（ヒト・モノ・カネ・ジョウホウ）を、社会環境等の変化に適応させながら、より効率的・効果的に活用し、自らのビジョンや目標を達成していく活動を指します。

◆経営戦略とは

→ 国や県からの指導や基準に基づく従来の「管理・運営」の形態から自律した自治体として行政を「経営」する視点にたち、協議・議論の中から一定の方向性を持った市独自の個性ある政策を導き出し示す活動指針を指します。

(3)経営戦略の理念

市役所の業務は、「主権者」たる市民のためのものであり、職員は市民に理解される姿勢での業務に取り組む必要があります。

同じく経営戦略を考える時も、まず本当に市民のためになるのかどうかという「市民目線」での判断が必要になります。それと同時に、市役所は、「市民の役に立つ所」としていかなる環境変化があろうと存続し続けなければならない使命を負っています。

以上の観点から、経営戦略の理念として次の2つを掲げます。

【経営戦略理念】

★市民目線での改革

★環境変化に耐えうる組織への変革

(4)経営戦略の基本方針

理念を実現するための基本方針として、次の4点を意識したうえでの改革を実践します。

経営戦略の理念実現のための4つの基本方針

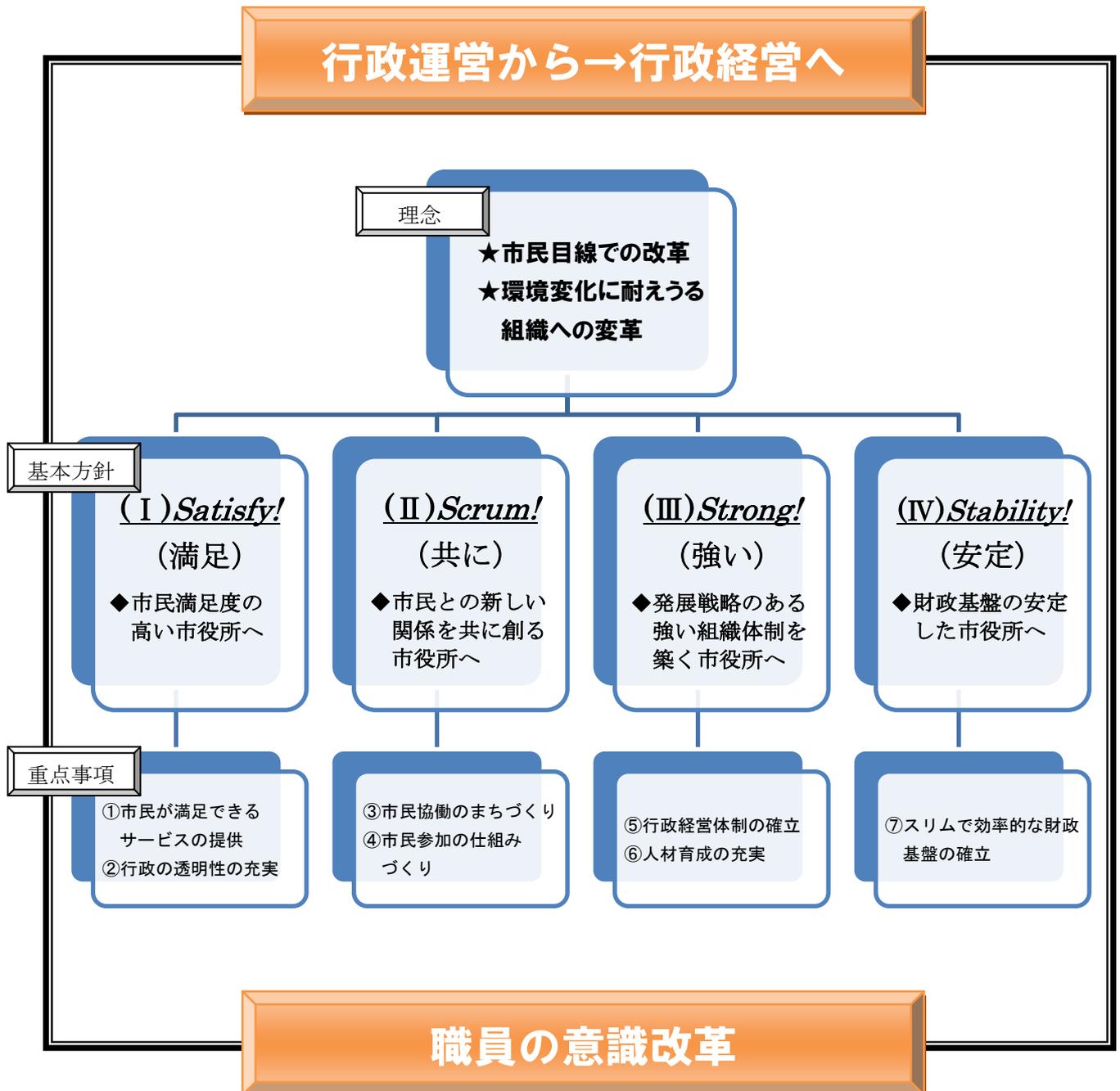


- ① **市民満足度の高い市役所へ** 【*Satisfy!* (満足)】
市民が満足できるサービスの提供と、行政の透明性の充実を図ります。
- ② **市民との新しい関係を共に創る市役所へ** 【*Scrum!* (共に)】
市民協働のまちづくりや市民参加の仕組みづくりを市民と共同して創ります。
- ③ **発展戦略のある強い組織体制を築く市役所へ** 【*Strong!* (強い)】
行政経営体制の確立や人材育成を充実させ強い組織体制を築きます。
- ④ **財政基盤の安定した市役所へ** 【*Stability!* (安定)】
スリムで効率的な財政基盤を確立します。

V 経営戦略の体系と重点事項

(1) 経営戦略の体系

経営戦略の理念、基本方針とそれに基づく重点事項の体系を次のとおりとします。



(2)重点事項

基本方針に基づき、特に取り組む必要のある重点事項を次のとおりとします。

基本方針1 市民満足度の高い市役所へ

市役所は、「市民の役に立つ所」でなければいけません。高度化・多様化する市民ニーズに対して、よりの確なサービスの提供を行う必要があります。このため、以下の2つの項目を重点的に取り組みます。

①市民が満足できるサービスの提供

市役所はサービス業をモットーに、市民の立場に立った視点で、必要なサービス提供に努めます。

また、市民との対話を通じたニーズの把握や市民満足度を高めるため継続的な見直しを行い、より利便性の高い行政サービスの実現を目指します。

②行政の透明性の充実

市民に信頼される行政の実現には、市民との情報共有が何よりも重要です。市民に積極的な情報提供を図るとともに、政策形成過程等も明らかにし、「公正」と「透明性」を向上させることで、市民と行政が相互に理解し、信頼し合う関係を築きます。



基本方針2 市民との新しい関係を共に創る市役所へ

市民のための行政の実現に向け、市民参画による事業を推進し、市民とともに協働のまちづくりに取り組んでいく必要があります。

このため、以下の2つの項目を重点的に取り組みます。

①市民協働のまちづくり

行政と市民の役割分担の中で築く絆が「地域力」を高めるものとして求められています。これまで以上に、行政と市民が連携し、助け合うことが重要であり、協働のパートナーとしてまちづくりを積極的に進めていきます。

②市民参加の仕組みづくり

協働の理念実現のため、市民が行政に関心を持ち参加・参画していく仕組みづくりを進めていきます。

基本方針3 発展戦略のある強い組織体制を築く市役所へ

地方分権の進展や社会環境の変化に対応できる組織体制の充実が必要です。このため、以下の2つの項目を重点的に取り組みます。

①行政経営体制の確立

限られた経営資源（ヒト、モノ、カネ、ジョウホウ）をより効果的・効率的に活用した政策や、魅力あるまちを創造するための発展的な政策を協議・議論の中から導き出し、市としての一体的な政策的方向性を示す体制の整備に努めます。

②人材育成の充実

多様化する行政課題に対応できる職員の育成を行うため、研修体制の一層の充実を図ります。

また、職員の学習と成長を支援し、ともに認め合い能力を高め合う職場風土の形成を目指します。

基本方針4 財政基盤の安定した市役所へ

総合計画に掲げる将来像や目標実現のため、財政基盤の安定は欠かすことができない最重要課題です。

このため、次の項目を重点的に取り組みます。

①スリムで効率的な財政基盤の確立

高度化・多様化する市民ニーズや社会経済情勢の変化に対応した事務事業の見直しにより、最小の経費で最大の成果の提供に努めます。また、歳入においては、市税の収納率向上、ふるさと寄附（納税）制度や有料広告事業を推進し、財源の安定確保に努めていき、市民サービスを安定的かつ継続的に提供していくためのスリムで効率的な財政基盤の確立を目指します。

VI 経営戦略の推進

(1) 推進期間

市総合計画の後期基本計画期間にあわせ次のとおりとします。

平成24年度～平成28年度（5箇年度）
（平成23年度は準備期間と位置づけます）

(2) 推進体制

- ① 市行財政改革推進懇談会の設置
市長の諮問機関として、行政改革に関する必要事項について市民の立場や専門的視点から調査、審議し、市長に提言を行います。
- ② 市行財政改革推進委員会の開催
全庁的に行政改革を積極的に推進していくため、庁内組織である当委員会を開催し、必要な項目の調査検討を行います。
- ③ 浅口市行政改革プランの作成
本大綱に掲げる理念等の実現に向けた具体的行動計画として、「浅口市行政改革プラン」を作成します。
- ④ 行政改革の進行管理
大綱に掲げる理念、重点事項等の推進及び浅口市行政改革プランにおいては、上記推進委員会において定期的な進行管理を行います。
- ⑤ 職員の情報共有
計画の着実な実施に向け、進行状況等の情報を職員全員で共有し、行政改革に対する意識の向上を図ります。

第2次浅口市行政改革大綱

策定:平成24年3月

発行:岡山県浅口市

編集:企画財政部政策課